令和3年度大阪周遊促進事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、府内全域の魅力ある観光資源をPRし、来阪旅行者の府域への周遊性の向上を図ることで府内全域への誘導・周遊を促進するため、「令和3年度大阪周遊促進事業」を実施します。

大阪を訪れる観光客は大阪市内に集中していますが、府内には歴史、自然、食など都市部だけでは 体験できない多様な魅力ある観光資源が存在しています。

大阪府では、こうした府内の魅力を来阪旅行者に知っていただき、府内各地を訪問するきっかけとなるような仕掛けを実施することで、来阪旅行者の府内全域への誘導・周遊を促進することを目的として大阪周遊促進事業を行っています。

令和2年度には、府内5つのエリア(北摂、北・中河内、南河内、泉州、百舌鳥・古市古墳群)に おいて、その多様な魅力を楽しめる周遊ルートを設定し、ホームページやリーフレット等での情報発 信や、ルートの魅力を検証するためのモニターツアーを実施しました。

「令和3年度大阪周遊促進事業」は、これまでの取組みを踏まえつつ、大阪市及び堺市ならびに百 舌鳥・古市古墳群とその周辺地域において、旅行商品化を見据えた採算性があり、新型コロナウイル ス感染症にも対応したバスツアーの実証運行を行い、その実証結果を民間事業者にフィードバックすることで、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている観光産業の活性化につなげることを目 的として実施するものです。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施する ため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、事業の変更や中止をする場合があります。 (本事業の内容に変更が生じる場合、別途、協議することとします)

1 事業名

令和3年度大阪周遊促進事業

- (1)事業概要
- 以下の事業を実施します。
 - ・大阪市と堺市をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業
 - ・百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業
- (2) 委託上限額
 - 19,696千円(税込) 但し内訳は下記のとおり
- ・大阪市と堺市をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業
 - 8.848千円(稅込)
- ・百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業 10,848千円(税込)

2 スケジュール

令和3年6月1日(火) 公募開始 令和3年6月8日(火) 説明会開催 令和3年6月15日(火) 質問受付締切

令和3年6月30日(水) 応募書類提出締切

令和3年7月上旬から中旬 選定委員会

令和3年7月中旬から下旬 最優秀提案事業者の決定

令和3年8月上旬頃 契約締結・事業開始

令和4年3月15日(火) 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

アの成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないも の
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各 号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和 2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参 加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

- 「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。
- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ア 公募要領の配布方法

魅力づくり推進課ホームページからダウンロードしてください。

(http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuuyuu_bus/index.html)

(窓口・郵送での配布は行いません。)

イ 応募書類の受付期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)必着

*受付期間を過ぎての受付はできませんので、余裕をもってご提出ください。

ウ 提出方法

郵送(配達までの送達過程が確認できる簡易書留等)・宅配便等により提出してください。 窓口での提出はできません。

【送付先】

住所: 〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階 大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

- ア 応募申込書(様式1)
- イ 企画提案書(様式2)
- ウ 応募金額提案書(様式3)
- エ 共同企業体で参加の場合
 - ①共同企業体届出書(様式4)
 - ②共同企業体協定書(写し)(様式5)
 - ③委任状(様式6)
 - ④使用印鑑届(様式8)
- 才 誓約書(参加資格関係)(様式7)
- カ 定款又は寄付行為の写し(原本証明してください。)
- キ ①法人登記簿謄本
 - ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 - ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ク 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え ます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ※各納税証明書については、各徴収庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されている場合はその事実が確認できる書類の写しをもって代えることができる。
- ケ 財務諸表の写し(最近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分)
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- コ 障害者雇用状況報告書の写し
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が 45.5 人以上) に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し
 - ・令和2年6月1日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所 に提出済で受付印のあるもの

(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を

併せて提出して下さい。)

- ・報告義務のある方のみ提出してください。
- ※共同企業体で応募される場合は、カ、キ、ク、ケ、コは各社分必要です。
- (3)提出部数

正本(上記(2)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ)1部と副本(上記(2)イ、ウ、ケ) 5部 <u>※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代</u> 表者名・ロゴマーク等)にはマスキング処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けてください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

- (6) その他
 - ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
 - イ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。
 - ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和3年6月8日(火)午後2時から3時まで

(2) 開催方法

オンライン会議システム Microsoft Teams を使用します。

なお、説明内容は6月10日から6月30日まで、YouTube によりアーカイブ配信いたします。

(3) 申込方法

大阪府インターネット申込システムにより申し込んでください。

申込URL: https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2021050054 ※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※人数制限はありません。

(4) 説明会への申込期限

令和3年6月7日(月)午後3時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和3年6月15日(火)午後3時まで

(2) 提出方法

大阪府インターネット申込システムにより送信してください。

申込URL: https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2021050055 ※質問への回答は魅力づくり推進課ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuuyuu_bus/index.html) に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

- (1) 審査方法
 - ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
 - イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方 法や日時は、書類選考通過者に事前にメールにて通知を行います。

プレゼンテーション審査はオンライン会議システムMicrosoft Teams を利用して実施します。

- ・プレゼンテーション審査 令和3年7月12日(月)午後を予定
- ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、150 点満点中 90 点未満の場合は採択しません。 なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

- ①大阪市と堺市をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業
- ②百舌鳥・古市古墳群とその周辺地域をめぐる観光バスによる周遊ニーズの実証事業

審査項目	審查内容		点数
事業目的及び 内容の理解度	・事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。		10点
周遊バス ツアーの実施	① 30 点	・集客につながる工夫が盛り込まれた、魅力あるバスツアーが提案されているか。・民間での事業化を見据えた提案がされているか。・実現可能性のある実証目標が設定されているか。	60 点
	② 30 点	・集客につながる工夫が盛り込まれた、魅力あるバスツアーが提案されているか。・バス旅行の楽しさや周遊ルートの観光資源の魅力などを盛り込んだ楽しいコンテンツが提案されているか。・民間での事業化を見据えた提案がされているか。・実現可能性のある実証目標が設定されているか。	
広報宣伝の 企画・実施	① 20点	・オンラインツアー・VRなどの新たな手法を活用するとともに、多様な販売手法をとるなど、誘客につながる効果的な広報宣伝手法が提案されているか。	. 40点
	② 20点	・オンラインツアー・VRなどの新たな手法をはじめ、多様な販売手法をとるなど、誘客につながる効果的な広報 宣伝手法が提案されているか。	
民間での事業 化に向けた検 証	・事業化に向けた有効な検証結果が得られる方法が提案されているか。		12 点
業務運営体制 及びスケジュ ールについて	・事業が計画的かつ効率的に実施でき、府や関係機関との連絡、調整が行える実施体制となっており、スケジュールが示されているか。 ・事業実施主体の人員体制や財務状況が適切であるか。		10 点
障がい者雇用	・常用労働者 45.5 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 45.5 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。		3点
価格点	価格点の算定式 満点(15 点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格		15 点
合 計			150 点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuuyuu_bus/index.html)において公表します。 応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて 入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オーその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出いただきます。誓約 書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各 号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国 を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は 額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8 割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関

する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。 この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。 この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募 提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。